

6 輸 国 第 4156 号

関税割当公表第79号

令和 7 年度のバター及びバターオイルの関税割当について

とうもろこし等の関税割当制度に関する省令（昭和 40 年農林省令第 13 号。以下「省令」という。）第 6 条の規定に基づき、ミルクから得たバターその他の油脂（以下「バター及びバターオイル」という。）の関税割当についての事項を下記のように定めます。

なお、本関税割当では、関税定率法等の一部を改正する法律の施行の日から適用します。

令和 7 年 3 月 11 日

農 林 水 産 省

記

第 1 割当対象物品、用途、割当数量及び通関期限

1 割当対象物品 バター及びバターオイル（関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）別表第 1 第0405.10号及び第0405.90号に規定するもの）

2 用途

- (1) 沖縄還元乳製造原料用
- (2) 沖縄乳児等用調製粉乳製造原料用
- (3) 国際線航空機用
- (4) 外国見本市用

3 割当数量 別途公表

4 通関期限 令和 8 年 3 月 31 日

第 2 関税割当申請者の資格

前年度又は本年度において、第14に規定する違反等事項該当者に当たらな

い者であって、次の1から4までのいずれかの要件に該当する者

1 沖縄還元乳製造原料用

沖縄県の区域内にある製造工場において、令和6年度における還元乳の製造実績を有する者であって、当該区域内の消費に向ける還元乳を製造する者

2 沖縄乳児等用調製粉乳製造原料用

沖縄県の区域に住所を有する乳児（母子保健法（昭和40年法律第141号）第6条第2項に規定する乳児をいう。）その他農林水産大臣が指定する者（畜産経営の安定に関する法律施行令第11条の規定に基づく農林水産大臣が指定する者（平成13年3月26日農林水産省告示第453号）に規定する者をいう。）の飲用に供するため、当該区域内で消費者が購入する調製粉乳（以下の表示を付したものに限る。）を製造する者



3 国際線航空機用

国際空港内における国際線航空機飲食料品加工補給業者として空港管理規則（昭和27年運輸省令第44号）第12条の規定に基づく国土交通省地方航空局長の構内営業の承認を受けている者であって、令和7年度において、国際線航空機にバター及びバターオイルを供給する者

4 外国見本市用

国際的な規模で開催される見本市（博覧会、共進会その他これに類するものを含む。）において、バター及びバターオイルを展示販売（展示販売と

は、見本市開催場所に見本市である旨の表示を行い、対面により商品説明（以下「対面説明」という。）を実施の上、商品を販売することをいう。）することが確実な者であり、在日本国大使館から見本市の出品者である旨の確認を受けた者であって、かつ、農林水産省畜産局長（以下「畜産局長」という。）が適当と認める者

第3 割当基準

申請者に対する割当数量は、申請数量の範囲内において、第6に掲げる書類に記載された令和6年度の製造実績数量、使用実績数量及び在庫数量、令和7年度の使用計画数量等を勘案して定めるものとする。

第4 関税割当申請の書受付及び関税割当証明書の交付の担当課（以下「受付・交付担当課」という。）

- 1 沖縄乳児等用調製粉乳製造原料用、国際線航空機用及び外国見本市用
農林水産省畜産局牛乳乳製品課
- 2 沖縄還元乳製造原料用
内閣府沖縄総合事務局農林水産部生産振興課が行う。

第5 関税割当申請書の提出期間及び提出時間

- 1 提出期間（書面による提出のうち、直接持ち込む場合は、行政機関の休日を除く。）

次に掲げる期間とする。

ただし、(2)から(6)までに掲げる期間については、それ以前の期間に行われた申請に対する割当てに残量が生じた場合及び返納された関税割当証明書に残存数量がある場合に限り、関税割当申請書を提出することができる。

- (1) 令和7年4月1日（火）から同年4月9日（水）まで（必着）
- (2) 令和7年6月2日（月）から同年6月4日（水）まで（必着）
- (3) 令和7年8月1日（金）から同年8月5日（火）まで（必着）
- (4) 令和7年10月1日（水）から同年10月3日（金）まで（必着）
- (5) 令和7年12月1日（月）から同年12月3日（水）まで（必着）
- (6) 令和8年2月2日（月）から同年2月4日（水）まで（必着）

2 提出時間 書面による提出のうち、直接持ち込む場合は、午前10時から正午まで及び午後2時から午後4時まで

第6 提出書類

次に掲げる書類のうち、1の(2)のア、2の(2)のア、3の(2)のア及び4の(2)のアについて、令和6年度における関税割当実績を有する者にあっては、本公表に基づく関税割当申請時点において、登記事項証明書又は個人事業の開業・廃業等届出書の写しの記載内容に変更のない場合は、当該書類の添付を必要としない。なお、当該書類の記載内容に変更のある場合であって、第1の割当対象物品又は用途が異なるため、同時に複数（2以上）の関税割当申請を行う場合における当該書類の添付は、受付・交付担当課が同一の場合に限って、いずれか一方への添付で差し支えない。

1 沖縄還元乳製造原料用

(1) 関税割当申請書（省令別記様式第1）

(2) 関税割当申請書に添付すべき書類

ア 申請者が法人にあっては登記事項証明書、個人事業者にあっては個人事業の開業・廃業等届出書の写し（税務署受付印があるので、個人番号部分が複写されない措置を講じたもの）

イ 輸入・使用等の実績・計画一覧表（別記様式2）

ウ 割当対象物品を利用した製品に関する工場工程見取図

ただし、令和6年度における関税割当実績を有する者にあっては、本公表に基づく関税割当申請時点において、当該書類の記載内容に変更のない場合は、当該書類の添付を必要としない。

エ 一般関税割当て（乳製品）に関する誓約書（別記様式1-2）

2 沖縄乳児等用調製粉乳製造原料用

(1) 関税割当申請書（省令別記様式第1）

(2) 関税割当申請書に添付すべき書類

ア 申請者が法人にあっては登記事項証明書、個人事業者にあっては個人事業の開業・廃業等届出書の写し（税務署受付印があるので、個人

番号部分が複写されない措置を講じたもの)

イ 輸入・使用等の実績・計画一覧表（別記様式2）

ウ 割当対象物品を利用した製品に関する工場工程見取図

ただし、令和6年度における関税割当実績を有する者にあっては、本公表に基づく関税割当申請時点において、当該書類の記載内容に変更のない場合は、当該書類の添付を必要としない。

エ 一般関税割当て（乳製品）に関する誓約書（別記様式1-2）

3 国際線航空機用

(1) 関税割当申請書（省令別記様式第1）

(2) 関税割当申請書に添付すべき書類

ア 申請者が法人にあっては登記事項証明書、個人事業者にあっては個人事業の開業・廃業等届出書の写し（税務署受付印があるので、個人番号部分が複写されない措置を講じたもの）

イ 輸入及び使用実績及び計画等一覧表（別記様式3）

ウ 次に掲げる書類

ただし、令和6年度における関税割当実績を有する者にあっては、本公表に基づく関税割当申請時点において、次の(イ)及び(ウ)の書類の記載内容に変更のない場合は、当該書類の添付を必要としない。

(ア) 国際空港内における国際線航空機飲食料品加工補給業者として空港管理規則第12条の規定に基づく国土交通省地方航空局長の構内営業の承認を受けていることを証する書類

(イ) 当該国際空港内に加工工場を有し、かつ、その周辺に使用できる倉庫を所有していることを証する書類

(ウ) 事業の概要（申請者が他の事業を兼営している場合はその事業の概要を含む）

(エ) 一般関税割当て（乳製品）に関する誓約書（別記様式1-2）

4 外国見本市用

(1) 関税割当申請書（省令別記様式第1）

(2) 関税割当申請書に添付すべき書類

- ア 申請者が法人にあっては登記事項証明書、個人事業者にあっては個人事業の開業・廃業等届出書の写し（税務署受付印があるので、個人番号部分が複写されない措置を講じたもの）
- イ 令和6年度に開催した見本市の概要（別記様式4）
- ウ 令和7年度に開催する見本市の計画書（別記様式5）
- エ 次に掲げる書類
 - (ア) 在日本国大使館から見本市の出品者である旨の確認を受けたことを証する書類
 - (イ) 当該見本市の見取図（複数の開催場所がある場合は、見取図に代えて開催場所一覧（開催場所名、住所等を一覧にしたもの））
- オ 一般関税割当て（乳製品）に関する誓約書（別記様式1－2）

第7 関税割当申請書等の提出方法

次の1又は2のいずれかの方法により提出することができる。

ただし、1の場合は、関税割当申請書及びその他の添付書類の提出部数並びに関税割当証明書の有効期間の延長を希望する場合の証明書有効期間延長申請書及び割当数量の分割を希望する場合の証明書分割申請書の提出部数は、それぞれ1通とする。このうち、関税割当証明書の有効期間の延長の申請は、自然災害等関税割当てを受けた者の責によらない理由により貨物の到着が遅延した場合に行うことができるものとし、当該申請を行う場合は、受付・交付担当課へ事前に相談するものとする。

また、1及び2のいずれの場合であっても、関税割当申請書等の記載、関税割当証明書の記載事項の変更、有効期間の延長その他の事由による関税割当証明書の再交付等に関する手続については、関税割当申請書等の記載要領について（令和6年3月1日付け5輸国第4383号。以下「記載要領」という。）によるものとする。

1 書面による提出

(1) 直接持ち込む場合

受付・交付担当課へ持参する。

(2) 郵送等による場合

郵便書留等の追跡可能な方法により、以下の宛先まで送付する。

(宛先)

【第2の1に該当する者】

〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号

内閣府沖縄総合事務局農林水産部生産振興課 畜産振興室宛

【第2の2、3及び4に掲げる者】

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省畜産局牛乳乳製品課 需給班（一般関税割当担当）宛

2 電子メールによる提出

件名を「関税割当申請書類の提出（申請者名）」とし、本文に「連絡先」及び「担当者氏名」を記載することとする。

(宛先)

【第2の1に該当する者】

okinawa_chikusan.v4f@ogb. cao. go. jp

【第2の2、3及び4に掲げる者】

kanwari_milk_wto@maff. go. jp

第8 本公表に基づく1回目の関税割当申請によって割当てを受けた者が2回目以降の申請を行う場合に提出する書類

本公表に基づく1回目の関税割当申請によって割当てを受けた者が2回目以降の申請を行う場合は、関税割当申請書に添付する書類として、第6に掲げる書類のほか、2回目以降の関税割当申請を行う必要が生じた理由を示す書類（別記様式1-3）を提出するものとする。

ただし、第6に掲げる書類（1の(2)のエ、2の(2)のエ、3の(2)のウの(イ)及び4の(2)のオを除く。）のうち、その記載内容が1回目の関税割当申請のときと変更のないものについては、その提出を必要としない。

第9 関税割当証明書の発給の担当課

農林水産省輸出・国際局国際経済課

第10 関税割当証明書の返納

1 割当てを受けた者は、次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合は、関税割当証明書を受付・交付担当課に速やかに返納しなければならない。このうち、(5)に該当する場合の返納期限は、関税割当証明書の有効期間満了日の翌日から起算して10日以内とする。返納方法は、受付・交付担当課への直接持込みのほか、郵便書留等の追跡可能な送付方法によるものとする。

- (1) 関税割当証明書の有効期間内に割当てを受けた物品の輸入計画の全部がなくなったとき。
- (2) 関税割当証明書の有効期間内に割当てを受けた物品の輸入計画の一部がなくなったとき。
- (3) 割当数量を全て消化したとき。
- (4) 関税割当証明書の効力が停止したとき。
- (5) 関税割当証明書の有効期間が経過したとき。

2 1の返納に当たっては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合は、それぞれに対応する書類を書面又は電子メールにより受付・交付担当課に提出するものとする。

- (1) 1の(1)若しくは(2)に該当する場合であって、関税割当証明書の有効期間満了日の前に関税割当証明書（裏面）の残存数量（以下「残存数量」という。）について、関税割当証明書の再交付を希望せず、全て返還する場合又は1の(5)に該当する場合であって、関税割当証明書の有効期間満了日の後に残存数量がある関税割当証明書を返納する場合 「関税割当数量の返還について」（別記様式1－4）
- (2) 1の(2)に該当する場合であって、関税割当証明書の有効期間満了日の前に残存数量の一部を返還し、残存数量から当該返還した数量を差し引いた数量について、関税割当証明書の再交付を希望する場合 「関税割当申請書」及び「証明書再交付申請理由書」（記載要領別記様式第1）

3 1の返納に際して、割当てを受けた物品について輸出入・港湾関連情報処

理システム（NACCS）の申告添付登録（MSX）を利用した者は、関税割当証明書システム管理終了手続を行い、税関から交付された関税割当証明書システム管理終了結果情報の原本又はその写しを添付するものとする。

第11 報告等

- 1 割当てを受けた者は、割当対象物品の輸入・使用状況報告書（別記様式8）を令和8年4月10日までに受付・交付担当課に1部提出するものとする。なお、当該書類の提出方法は、第7の1又は2のいずれかに準ずるものとする。
- 2 割当てを受けた者は、関税割当に関する法令若しくは本公表の定めに違反した場合又は虚偽の申告若しくは報告（省令又は本公表に定める申請書、関税割当申請書に添付すべき書類、報告書その他の関税割当に関するものに限る。）をした場合は、農林水産省に速やかに報告するものとする。

第12 割当てを受けた者の氏名等の公表

- 1 農林水産省は、本公表に基づき割当てを受けた者の氏名（名称）及び住所を、農林水産省ウェブサイトにおいて公表する。
- 2 第6に掲げる書類に含まれる個人情報は、1の目的を除くほか、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び関係法令に基づき適正に管理し、第6に掲げる書類の受付及び審査並びに関税割当証明書の発給に関連する業務以外には使用しない。

第13 用途外使用等の制限

申請に当たって、割当てを受けた用途にのみ使用（又は販売）し、その他の用途には使用（又は販売）しないことを誓約することとされている割当対象物品について、やむを得ない理由により、割当てを受けた用途以外の用途に使用（又は販売）し、若しくはこれらの用途以外の用途に使用（又は販売）するため譲渡（以下「用途外使用等」という。）し、又は割当てを受けた用途と同一の用途に使用（又は販売）する場合であっても、割当てを受けた者から他者へ譲渡（申請時点においてあらかじめ届出のあった譲渡を除く。）しようとするときは、受付・交付担当課へ事前に相談するものとする。

第14 関税割当証明書の効力及び交付の停止並びに無効

農林水産省は、本公表に基づいて割当てを受けた者が次の1から3までのいずれかの事項（以下「違反等事項」という。）に該当することについて、当該違反等事項の事実を確認したときは、当該違反等事項の事実を確認された者（以下「違反等事項該当者」という。）に対して交付された関税割当証明書のうち当該違反等事項の事実を確認した時点において有効なもの効力を停止するとともに、当該違反等事項の事実を確認した日から当該違反等事項の事実を確認した日の属する年度の翌年度の末日までの期間内は、当該違反等事項該当者に対して関税割当証明書の交付を行わない（以下「効力及び交付停止措置」という。）こととする。

- 1 関税割当てに関する法令に違反したことが確定したとき。
- 2 本公表の定めに違反したとき。
- 3 虚偽の申告又は報告（省令又は本公表に定める申請書、関税割当申請書に添付すべき書類、報告書その他の関税割当てに関するものに限る。）をしたとき。

なお、農林水産省による効力及び交付停止措置がとられた場合は、該当する違反等事項との関連が特定される関税割当証明書の交付の日の属する年度の初日から当該違反等事項の事実を確認した日の属する年度の末日までに当該違反等事項該当者に交付された関税割当証明書の全部又は一部について、遡及して無効となることがある。

第15 その他

- 1 農林水産省は、申請者に対して関税割当てに関する必要な書類の提出を別途求めることがある。
- 2 割当てを受けて「バター及びバターオイル」を輸入しようとする者は、畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第18条2項の規定に基づき、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）との間で、所定の手続を行わなければならない。
- 3 2の機構との手続の際、本公表に基づき農林水産省に提出した資料（関税

割当申請書を除く。) の写しを機構に提出しなければならない。

- 4 畜産局長は、必要に応じて、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく指定検査機関の発行する割当てを受けて輸入した物品の成分分析表の提出を求めることがある。
- 5 内閣府沖縄総合事務局長は、第2の1に係る申請者ごとの申請数量等についての意見を畜産局長に提出することができる。
- 6 畜産局長は、第2の2に係る割当てに関し、必要に応じて、沖縄県知事の意見を聴取することができる。
- 7 本公表に定める各種手続（農林水産省における事務手続を含む。）については、甚大な災害により被災するなどの非常事態の発生により変更が生じる場合がある。この場合の周知は、可能な限り農林水産省ウェブサイトに掲載することにより行うものとする。

<注> 別記様式は以下の農林水産省ウェブサイトに掲載。

(http://www.maff.go.jp/j/kokusai/boueki/triff/t_kanwari/format/index.html)

(別紙)

外国見本市用に関する留意事項

1 見本市の開催における留意事項

- (1) 見本市の規模、期間等の計画変更があった場合には、速やかに畜産局長に報告しなければならない。
- (2) 全ての見本市開催場所において、外国見本市用バター及びバターオイルの対面説明実施状況に関する記録(別記様式6)を備付け、対面説明者の氏名、各担当日時等を記帳しなければならない。
なお、提出された帳簿により対面説明の事実が確認できないときは、次の割当てを行わないことがある。

2 見本市開催後の報告

個別の見本市終了後、1ヵ月以内に次(1)から(4)までの書類を畜産局長に1部提出するものとする。

- (1) 割当てを受けた物品の個別見本市開催の概要報告(別記様式7)
- (2) 輸入申告書(税関の輸入許可通知書を含む。)の写し
- (3) 外国見本市用バター及びバターオイルの対面説明実施状況に関する記録(別記様式6)
- (4) 見本市開催期間中における販売数量が輸入数量を下回った場合には、当該下回った数量及び重量並びに当該取扱いについて、畜産局長に遅滞なく報告するものとする。

3 本公表第2の4の規定する展示販売の方法によらない方法により、販売しようとするときは、当該販売分について、本公表第14の3及び41の機構との手続において締結した契約に基づき、機構への売渡しを行うものとする。